

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第 3 条第 2 項の規定により令和 2 年 2 月 28 日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和 2 年 3 月 11 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則（平成 4 年西宮市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 第 7 条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

第 9 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 委員会において特に必要があると認めるとき。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考)

○提案理由

学校施設の使用許可決定後、学校施設を使用させることが支障となる事由が生じた場合に、その使用許可を取り消す必要があるため。

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(使用許可の取り消し) 第9条 次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は中止させ、学校から退出させることができる。 (1) 使用者が、法令、この規則又は使用許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者が、委員会又は学校管理者の指示に従わないとき。 (3) 委員会又は当該学校において緊急に施設を使用する必要性が生じたとき。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則 (中略)</p>	<p>(使用許可の取り消し) 第9条 次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は中止させ、学校から退出させることができる。 (1) <u>第7条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。</u> (2) 使用者が、法令、この規則又は使用許可の条件に違反したとき。 (3) 使用者が、委員会又は学校管理者の指示に従わないとき。 (4) 委員会又は当該学校において緊急に施設を使用する必要性が生じたとき。 (5) <u>委員会において特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則 (中略)</p> <p><u>付則</u> この規則は、公布の日から施行する。</p>

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則

(平成4年8月25日)

(西宮市教育委員会規則第7号)

沿革

- 平成10年3月10日 西教委規則11号 [1]
- 平成14年1月16日 西教委規則14号 [2]
- 平成18年1月11日 西教委規則7号 [3]
- 平成22年11月9日 西教委規則4号 [4]
- 平成23年9月14日 西教委規則4号 [5]
- 平成25年3月22日 西教委規則13号 [6]
- 平成27年7月8日 西教委規則4号 [7]
- 令和元年7月10日 西教委規則2号 [8]
- 令和2年2月28日 西教委規則 号 [9]

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則(昭和52年西宮市教育委員会規則第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市教育委員会(以下「委員会」という。)の管理に属する学校施設(以下「施設」という。)の目的外の一時使用について必要な事項を定める。

(この規則の適用範囲等)

第2条 この規則は、自治、文化、体育、福祉、レクリエーション、公益その他学校教育を目的としない活動のための会場として施設を一時的に使用する場合に適用する。

2 次の各号に掲げるものについては、この規則を適用しない。

- (1) 西宮市立学校の体育施設開放事業に関する規則(昭和50年西宮市教育委員会規則第7号)に基づく学校開放事業
- (2) 西宮市立西宮東高等学校のホール、会議室及び学習室兼会議室の使用
- (3) 西宮市立学校の地域交流室の使用
- (4) 西宮市立留守家庭児童育成センター条例施行規則(昭和63年西宮市規則第99号)に基づく事業
- (5) 西宮市子供の居場所づくり事業
- (6) 幼稚園地域ふれあい事業のうち、市又は西宮市立幼稚園が主催する事業

[1] [2] [5] [7] [8]

(使用許可できる施設)

第3条 使用を許可することができる施設は、次のとおりとする。

- (1) 運動場
- (2) 屋内運動場
- (3) 教室(特別教室を除く。)

[1]

2 小学校においては、前項の規定にかかわらず、その校区内の地域団体（地域住民で構成し、地域振興のために自治、文化、体育、福祉等の活動を行うことを目的とする団体をいう。）が行う地域住民のための活動に対して、次の各号に掲げる施設の使用を許可することができる。

- (1) 特別教室
- (2) 会議室
- (3) 食堂、ランチルーム
- (4) その他活動に必要な施設

[1] [4]

3 前2項の規定にかかわらず、校園長（学校長及び幼稚園長をいう。以下同じ。）が学校運営上又は管理上支障があると認めるときは、使用を許可しない。

（使用日及び使用時間）

第4条 施設を使用できる日時は、次のとおりとする。

- (1) 使用日 1月4日から12月28日まで
- (2) 使用時間 午前9時から午後9時まで

[3]

2 次の各号の一に該当するときは、使用できる日時を変更することができる。

- (1) 社会体育普及のため、地域団体が、学校の協賛を得て早朝体操を実施するとき。
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に定める選挙の投票所、開票所又はその両方を設けるとき。

[6]

（使用許可の申請）

第5条 施設の目的外一時使用をしようとする者は、校園長の同意を得て、西宮市立学校園使用許可申請書を委員会に提出し、その許可を得なければならない。許可された事項のうち軽易な事項以外の事項を変更しようとするときも、また同様とする。ただし、休校又は休園により校園長がいない施設については、校園長の同意を要しない。[1] [8]

2 施設の使用について、法令上別に手続きを必要とする場合は、その手続きを経たことを証する書類を添付しなければならない。

3 委員会及び校園長は、使用許可又は同意を与える際に、管理上その他必要な条件を付すことができる。

4 使用許可の申請の受付は、使用しようとする日の属する月の前月の初日から使用しようとする日の5日前までとする。ただし、特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

5 委員会は、使用を許可したときは、西宮市立学校園使用許可書（以下「許可書」という。）を交付する。[1]

（使用許可の特例等）

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該校園長が施設の使用を許可することができる。

- (1) 学校が共催し、又は協賛して行われる校区内の地域団体の行事

- (2) 小学校施設において当該校区内の地域団体が地域振興のために行う活動
- 2 校園長は、前項の規定により使用を許可したときは、委員会に報告をしなければならない。

(使用許可しない場合)

第7条 次の各号の一に該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 学校教育上支障がある場合
- (2) 管理上支障がある場合
- (3) 営利を目的とする場合
- (4) 政治活動を目的とする場合
- (5) 宗教活動を目的とする場合
- (6) その他委員会において、公益に反するおそれがあると認める場合
- (7) 長期又は独占的な使用となるおそれがある場合

(使用者の遵守事項)

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用にあたり、校園長若しくは教頭又はこの者が不在のときはこれにかわる者（以下「管理者」という。）に許可書を提示し、その指示を受けなければならない。

2 使用者は、施設の使用にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可書記載事項を遵守すること。
- (2) 許可された場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (3) 許可なく備品及び設備を使用しないこと。
- (4) 許可なく火気を使用しないこと。
- (5) 許可なく飲食喫煙しないこと。
- (6) 許可なく寄付の募集、金銭の徴収等を行わないこと。
- (7) 使用のための準備及び後始末は、使用者の責任において、使用許可時間内に行うこと。
- (8) 学校運営上支障となるような行為をしないこと。
- (9) その他学校管理者の指示に従うこと。

(使用許可の取り消し)

第9条 次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は中止させ、学校から退出させることができる。

- (1) 第7条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (2) 使用者が、法令、この規則又は使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が、委員会又は学校管理者の指示に従わないとき。
- (4) 委員会又は当該学校において緊急に施設を使用する必要性が生じたとき。
- (5) 委員会において特に必要があると認めるとき。

[9]

(原状回復義務)

第10条 使用者は、使用を終わったとき（前条第1号及び第2号の規定により、学校から退出したときを含む。）は、施設、設備及び備品を使用前の原状に回復しなければならない。

い。

- 2 使用者は、施設、設備及び備品を損傷したときは、これを原状に回復し、又は賠償しなければならない。

(実施細目)

第11条 この規則の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成4年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の規則の規定により許可を受けている者は、改正前の規則を適用する。

付 則 (平成10年3月10日西教委規則第11号 [1])

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年1月16日西教委規則第14号 [2])

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年1月11日西教委規則第7号 [3])

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

付 則 (平成22年11月9日西教委規則第4号 [4])

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年9月14日西教委規則第4号 [5])

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年3月22日西教委規則第13号 [6])

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年7月8日西教委規則第4号 [7])

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和元年7月10日西教委規則第2号 [8])

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和2年2月28日西教委規則第 号 [9])

この規則は、公布の日から施行する。